■　参考資料

１　第５期計画の策定に係る市民アンケート調査結果
２　第５期計画の策定に係る団体・事業者アンケート調査結果
３　策定経過
４　健康福祉審議会社会福祉専門分科会委員名簿
５　八戸市健康と福祉のまちづくり条例
６　健康福祉審議会規則

参考資料

1　第５期計画の策定に係る市民アンケート調査結果全体の要点

１．調査の目的

市民の皆様の地域との関わりや福祉に関する意識、普段の生活における困りごとなど、地域福祉に関する現在の実態を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするため実施するもの。

２．調査の内容

- Ⅰ　あなたと家族について　問(1)～問(10)
- Ⅱ　住まいの地域との関わりについて　問２－１～問２－７
- Ⅲ　人とのつながりについて　問３－１～３－３
- Ⅳ　生活する上での課題について　問４－１～４－４
- Ⅴ　地域福祉を進めるための取組について　問５－１～５－９

３．調査の設計

調 査 地 域	市内全域
調 査 対 象	18 歳以上 75 歳以下の市民　2,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）
調 査 期 間	令和７年（2025 年）７月 25 日～令和７年（2025 年）８月 25 日
調 査 方 法	郵送による配付・回収（Web 回答を併用）

４．回収結果

配付数	有効回収数	回収率
2,000 件	782 件	39.1%

５．調査結果のポイント

回答者の属性について

●性別では、「女性」が 53.7%、「男性」が 44.4%、年齢は、「60 ～69 歳」が 22.8%で最も多く、次が「50 ～59 歳」で 22.0%、同居家族の構成については、「親・子の二世代」が 47.3%で最も多く、次が「夫婦のみ」で 25.2%、同居家族の状況については、「いずれもいない」世帯が 26.0%で最も多く、次が「65 歳以上の高齢者」で 22.6%となっており、高齢単身世帯が多くなっています。

●本人が何らかの支援（身体的・精神的・経済的）を受けている割合は 6.5%ですが、同居の家族では 10.1%となっています。

住んでいる地域・職業について

●現在の居住（小学校区）は、「新井田」が 6.5%で最も多く、次が「中居林」で 5.8%、続いて「白銀」で 5.1%でした。なお、回答がない小学校区はありませんでした。

●居住年数は、「10 年以上 30 年未満」の世帯が 35.8%で最も多く、次が「30 年以上」で 35.4%と、この２つがほぼ同数でした。

●職業は、「会社員・雇用者」が 59.1%と最も多く、次が「無職」で 16.5%、続いて「家事専業」で 6.5%でした。

●保健や福祉に関する情報の入手方法は、「広報はちのへ」が 31.5%で最も多く、次が「町内会の回覧板」で 13.8%、続いて「インターネット」で 10.7%でした。

地域との関わりについて

●「身近な地域」の範囲は、「自宅周辺の近隣」が34.8%で最も多く、次が「町内会（自治会）の範囲」で22.1%、続いて「小学校区」で13.3%でした。

●近所の人間関係は良好であるかについては、「まあそう思う」が51.5%で最も多く、次が「そう思う」で15.7%でした。

●住民による交流が活発であるかについては、「あまりそう思わない」が36.4%、「思わない」が24.8%で過半数を超え、続いて「まあそう思う」で20.8%でした。

●身近な助け合いやボランティア活動が活発であるかについては、「あまりそう思わない」が34.1%、「思わない」が26.5%で過半数を超え、続いて「分からない」で18.7%でした。

●手助けや見守りを必要としている人への地域の関心が強いかについては、「あまりそう思わない」が34.8%で最も多く、次が「分からない」で24.6%、続いて「思わない」で19.7%でした。

●地域課題を住民同士で話し合う機会や場があるかについては、「思わない」が28.6%で最も多く、次が「あまりそう思わない」で27.7%、続いて「分からない」で27.0%でした。

●地域の多様な団体が一緒に活動しているかについては、「分からない」が29.5%で最も多く、次が「あまりそう思わない」で25.4%、続いて「思わない」で22.1%でした。

●住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができているかについては、「まあそう思う」が59.1%、「そう思う」が18.7%で７割を超えました。

●今後も住み続けたい地域であるかについては、「まあそう思う」が49.1%で最も多く、次が「そう思う」で25.7%、続いて「あまりそう思わない」で13.3%でした。

近所付き合い・地域活動について

●近所のお付き合いは、「あいさつをする程度」が 50.3%で最も多く、次が「たまに世間話、立ち話をする」で 28.8%でした。

●近所とお付き合いしていない理由は、「仕事や家事、育児等で忙しい」が 17.8%で最も多く、次が「知り合うきっかけがない」で 14.2%、続いて「プライバシーを干渉されたくない」で 12.2%でした。

●この５年間で参加した活動は、「参加したことはない」が 55.2%で最も多く、次が「地域のお祭り、町内会の行事や活動」で 32.3%、続いて「清掃や環境美化のための活動」で 20.8%でした。

●活動に参加したきっかけは、「職場や学校で参加することになった」が 18.7%で最も多く、次が「知人・友人に誘われた」で 17.9%、続いて「地域や PTA の役員になった」で 16.5%でした。

●活動に参加してよかったと感じたことは、「特にない」が 18.6%で最も多く、次が「地域に対する理解が深まった」で 17.9%、続いて「新たな仲間ができた」で 16.2%でした。

●活動に参加し負担と感じたことは、「時間がとられる」が 32.9%で最も多く、次が「特にない」で 18.0%、続いて「体力的・身体的にきつい」で 15.4%でした。

●活動に参加しない参加できない理由は、「仕事や家事、育児などで忙しい」が 25.4%で最も多く、次が「参加するきっかけがない」で 18.0%、続いて「興味の持てる活動がみつからない」で 13.5%でした。

●今後参加してみたい活動は、「特にない」が 31.5%で最も多く、次が「地域のお祭り、町内会の行事や活動」で 13.9%、続いて「文化・スポーツなどのサークル活動」で 10.7%でした。

●暮らしやすい地域のため住民が協力して取り組んでいくことは、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援」が 21.9%で最も多く、次が「防犯・防災・交通安全への支援」で 16.9%、続いて「子育て世帯への支援」で 15.1%でした。

●地域社会の問題に住民が協力していくために必要なことは、「気楽に集まれる場所をつくる」が 21.7%で最も多く、次が「自ら進んで日頃から住民相互のつなが

りを心がけること」で 17.4%、続いて「行政が地域活動の相談窓口などの援助体制を充実させる」で 15.2%でした。

●地域社会の問題に住民が協力していくことに対し「必要だと思うことはない」理由は、「特に理由はない」が 27.6%で最も多く、次が「友人・知人との結びつきがあれば十分」で 19.8%、続いて「個人の責任・自覚の問題」で 14.7%でした。

人とのつながり、孤独感について

●人とのつきあいがないと感じることがあるかについては、「時々ある」が 32.7%で最も多く、次が「ほとんどない」で 32.2%、続いて「ない」で 25.6%でした。

●取り残されていると感じることがあるかについては、「ほとんどない」が 42.1%で最も多く、次が「ない」で 36.7%、続いて「時々ある」で 17.4%でした。

●孤立していると感じることがあるかについては、「ない」が 40.2%で最も多く、次が「ほとんどない」で 39.5%、続いて「時々ある」で 17.0%でした。

●孤独（ひとりぼっち）であると感じることがあるかについては、「ない」が 40.8%で最も多く、次が「ほとんどない」で 39.0%、続いて「時々ある」で 16.6%でした。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて意識するようになったことについて

●感染拡大に伴う外出の自粛要請が「人とのつきあい・つながり」に与えた影響については、「特に影響は感じない」が 34.4%で最も多く、次が「友人・知人とのつながりが弱くなった」で 17.6%、続いて「地域のつながりが弱くなった」で 13.7%でした。

多様性の尊重について

●八戸市は多様性が尊重され自分らしくいられるまちかについては、「まあそう思う」が 30.4%で最も多く、次が「分からない」で 30.1%、続いて「あまりそう思わない」で 23.4%でした。

生活する上での課題について

●子どもの養育や教育のことについて、「現在、困っている」が 6.1%、「将来は不安がある」が 28.6%でした。

●自分や家族の病気や健康のことについて、「現在、困っている」が 10.6%、「将来は不安がある」が 63.9%でした。

●家族の世話、医療・介護のことについて、「現在、困っている」が 7.9%、「将来は不安がある」が 64.3%でした。

●地域や職場、学校などでの人間関係のことについて、「現在、困っている」が 5.2%、「将来は不安がある」が 24.2%でした。

●自分や家族の将来の生活のことについて、「現在、困っている」が 6.1%「将来は不安がある」が 68.9%でした。

●収入など経済面のことについて、「現在、困っている」が 15.3%「将来は不安がある」が 57.9%でした。

●地域の防犯・治安のことについて、「現在、困っている」が 3.7%「将来は不安がある」が 39.8%でした。

●地震や大雨などの自然災害時の避難のことについて、「現在、困っている」が 3.3%「将来は不安がある」が 55.9%でした。

●就労や仕事（雇用・就職・転職・失業など）のことについて、「現在、困っている」が 7.8%「将来は不安がある」が 40.8%でした

●お金の管理や契約などの判断のことについては、「現在、困っている」が 5.8%「将来は不安がある」が 47.4%でした。

●財産の管理や処分のことについて、「現在、困っている」が 4.6%「将来は不安がある」が 51.3%でした。

●日常の外出や通院、買い物のことについて、「現在、困っている」が 3.2%「将来は不安がある」が 40.5%でした。

●高齢になってからの一人暮らしのことについて、「現在、困っている」が 1.5%「将来は不安がある」が 68.5%でした。

●子どもから世話を受け迷惑をかけることについて、「現在、困っている」が 1.4%「将来は不安がある」が 52.0%でした。

生活課題の相談について

●困っている不安に思っていること（生活課題）を、誰に相談したいかについては、「家族・親戚」が 38.0%で最も多く、次が「友人・知人」で 22.3%、続いて「市役所の相談窓口」で 11.4%でした。

●日常生活が不自由になったとき地域で受けたい援助は、「玄関前の掃除・雪かきなど」が 19.4%で最も多く、次が「買い物・ごみ出しの手伝い」で 19.1%、続いて「安否確認の声かけ」で 15.5%でした。

●近くで困っている人に手助けできることは、「安否確認の声かけ」が 30.1%で最も多く、次が「玄関前の掃除・雪かきなど」で 18.6%、続いて「趣味など世間話の話し相手」で 12.1%でした。

地域福祉を進めるための取り組みについて

●地区の民生委員・児童委員の名前と役割について、「まったく知らない」が 42.1%で最も多く、次が「民生委員の名称は聞いたことがある」で 23.7%、続いて「活動内容は知っているが名前は知らない」で 13.2%でした。

●ボランティア活動に興味・関心は、「興味・関心はあるが今は活動への参加は考えていない」が 56.1%で最も多く、次が「興味・関心はない」で 27.9%でした。

●災害が発生した際に援助をしてほしいことは、「情報の収集・伝達」が 28.3%で最も多く、次が「食料や水の確保・持ち運び」で 27.4%、続いて「安否確認の声かけ」で 19.3%でした。

●災害が発生した際にご近所への援助がでできることは、「安否確認の声かけ」が 29.0%で最も多く、次が「避難行動の支援（避難所まで付き添うなど）」で 17.7%続いて「避難所でのお手伝い」で 17.6%でした。

●住民同士が支え合い地域福祉を進めていくことは、「望ましい」が 54.3%で最も多く、次が「とても望ましい」で 20.5%、続いて「分からない」で 16.2%でした。

●ふだんの暮らしの生活課題や不安を解決するための行政と地域住民の関係は、「家庭や地域で助け合いできない場合に行政が援助」が 39.3%で最も多く、次が「行政も住民も協力し取り組む」で 32.0%、続いて「行政の手が届かない課題は住民が協力していくべき」で 11.5%でした。

●住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために住民が取り組むことは、「近隣住民と日常的な対話や交流を広げる」が 26.5%で最も多く、「自治会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防災・防犯などの問題に取り組む」で 16.4%、続いて「特にない、分からない」で 13.3%でした。

地域福祉を進めるための行政の役割について

●今後の地域福祉推進のために重要な行政の役割は、「身近な場所での相談窓口の充実」が 14.1%で最も多く、次が「通院や買い物などに必要な交通手段の充実」で 12.3%、続いて「高齢者・障がい者・児童の福祉施設の整備充実」で 10.3%でした。

自由記述について

●自由記述で多く寄せられた意見として、上から順に① 高齢化・孤立への強い不安、② 行政への要望、③ 町内会・加入しない若年層の増加や高齢化での担い手不足、地域コミュニティの揺らぎ、④ 若者の流出や子育て支援など若者・子育て世代への危機感、⑤ 紙媒体の情報不足や SNS 活用の不足などの情報発信と周知の課題、⑥ 災害時における防災・インフラ整備への要望、⑦ 精神的ケア・孤立対策としての話し相手ボランティアや気軽な相談窓口などの要望がありました。

２　第５期計画の策定に係る団体・事業所アンケート調査結果全体の要点

１．調査の目的

市内の団体・事業者が取り組んでいる地域福祉活動の実態や地域との関わり等について把握し、地域福祉計画策定の基礎資料とするため実施するもの。

２．調査の内容

- Ⅰ　事業所の概要について　問１－１
- Ⅱ　地域で福祉活動を推進させるための取組について　問２－１～問２－７
- Ⅲ　今後の活動意向・要望について　問３－１～問３－５

３．調査の設計

調 査 地 域	市内全域
調 査 対 象	八戸市内の社会福祉団体等　50 事業所
調 査 期 間	令和７年（2025 年）８月７日～令和７年（2025 年）10 月 28 日
調 査 方 法	郵送による配付・回収（Web 回答を併用）

４．回収結果

配付数	有効回収数	回収率
50 件	33 件	66.0%

５．調査結果のポイント

回答者の概要について

●運営主体は、「社会福祉法人」が 60.6%で最も多く、次が「株式会社、有限会社」で 15.2%、続いて「医療法人」で 9.1%でした

●活動地域は、「八戸広域市町村」が 22.8%で最も多く、次が「市内全域」で 27.3% 、続いて「市内の一部地域」で 21.2%でした

●事業分野は、「高齢者福祉・介護保険に関する事業」が 46.1%で最も多く、次が「障がい者（児）福祉に関する事業」で 39.5% 、続いて「児童福祉や子育て支援に関する事業」で 14.5%でした

地域との交流について

●地域との交流については、「小中学校・高校・大学・専門学校」や「町内会・自治会」など、何らかの事業所や団体と交流、協力関係にある事業所が 99.3%で、協力関係がない事業所は 0.7%のみでした。

●イベントや事業を開催するなどして、地域住民と「積極的に交流している」または「やや交流している」と回答した事業所が 63.6%でした。また、地域住民が行っているイベントや事業に「積極的に参加・協力している」または「やや参加・協力している」と回答した事業所は 57.9%でした。

●「あまり交流していない」または「交流していない」と回答した事業所に理由を尋ねたところ、「職員体制に余裕がない」が 34.8%で最も多く、次が「情報がない、地域のニーズがわからない」で 21.7%、続いて「財政的な余裕がない」で 17.4%でした。地域住民が行っているイベントや事業に「あまり参加・協力していない」または「参加・協力していない」と回答した事業所も同様の傾向があります。

地域ニーズの把握について

●地域の抱えている課題や住民のニーズを、「おおいに把握している」または「把握している」と回答した事業所は 44.4%、「あまり把握していない」または「把握していない」と回答した事業所は 40.7%、「把握する方法がわからない」と回答した事業所は 14.8%でした。

今後の活動意向について

●地域での福祉活動をさらに活性化させるために必要な取組について、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」と回答した事業所が 12.5%で最も多く、次が「隣近所の住民同士の普段からの付き合い・交流」と「地域の活動や福祉活動の相談、支援の仕組みの充実」で、それぞれ 10.0%でした。

●今後進めたい活動について、「他の団体・事業所との接点・交流の機会を設ける」が 31.0%で最も多く、次が「地域の団体・事業所と連携して、活動の場を広げる」で 19.0%、続いて「その他」で 17.2%でした。

八戸市の施策について

●今後、八戸市が地域福祉の推進のために優先して取り組む施策は、「活動の拠点や機会などの提供・あっせん」が 23.3%で最も多く、次が「活動を市民に知らせるための広報や情報提供」で 20.0%、続いて「活動についての相談や関係者の調整などを行う人的な支援」で 18.3%、その次が「活動している団体・事業所同士、団体・事業所と地域、団体・事業所と住民が交流できる場の提供」で 16.7%でした。

自由記述について

●自由記述で多く寄せられた意見として、上から順に①若者が地域で活動するための意識・制度づくりの要望、②団体・事業所や地域住民が交流し話し合う場所や機会づくりの要望、③ニーズを充足させるための法整備や仕組みづくりの要望等がありました。

３　策定経過

年月日	概要
令和７年７月 25 日～ 令和７年８月 25 日	市民アンケート調査実施 （市民 2,000 人へ郵送）
令和７年８月７日～ 令和７年 10 月 28 日	団体・事業所アンケート調査実施 （市内の社会福祉団体等 50 事業所へ郵送）
令和８年 10 月８日	令和８年度 第２回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画素案の審議
令和８年 11 月〇日	令和８年度 第３回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議・決定
令和８年 12 月〇日～ 令和８年 12 月〇日	計画原案に対する市民からの意見募集 （パブリックコメント）
令和９年１月〇日	令和８年度 第４回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和９年２月〇日	市議会民生協議会 ・計画の策定報告
令和９年３月〇日	令和８年度 第１回 八戸市健康福祉審議会 ・計画の策定報告

作成中

４　八戸市健康福祉審議会　社会福祉専門分科会　委員名簿

任期：令和７年６月 30 日～令和 10 年６月 27 日

区分	団体・役職	氏名
学識経験者	社会福祉法人理事長	坂本　美洋
	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 学部長・学科長・教授	吉田　守実
	八戸市小学校長会	山口　徹
	デーリー東北新聞社 常務取締役・企画総務局長兼社長室長	木村　和彦
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	松橋　光宜
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東山　国男
保健医療関係者	青森県栄養士会八戸地区会 運営委員長	西野　祐希
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	楢山　義則
	八戸市シニアクラブ連合会 会長	上田　武男
公募		野田　賢子

５　八戸市健康と福祉のまちづくり条例

平成 19 年３月 28 日条例第 11 号

（前文）

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いである。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要がある。

八戸市は、是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきた。

私たち八戸市民は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければならない。

そこで、私たち八戸市民は、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を明らかにし、市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を定めることによって、市民だれもが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　市民　市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。

（２）　事業者　市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。

（３）　協働　市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識し合い、自立した存在として、対等の関係で協力し合うことをいう。

（４）　健康と福祉のまちづくり　市民が住み慣れた地域で、安心して健やかに生活を営むことができるまちづくりをいう。

（５）　健康福祉サービス　市の健康及び福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に基づき市又は事業者が実施する保健、医療、福祉等に関する役務、給付その他のサービスをいう。

（６）　高齢者、障害者等　高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいう。

（７）　公共的施設　病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園その他不特定かつ多数の人が利用する施設をいう。

（８） 公共交通車両等　旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。

（基本理念）

第３条　市民、事業者及び市は、次が掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

（１） 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会

（２） 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを享受できる社会

（３） 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会

（４） 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

（市民の役割）

第４条　市民は、生涯にわたり自らの健康増進に努めるとともに、互いに協力して、安全、安心な地域社会を築くよう努めるものとする。

２　市民は、高齢者、障害者等に対して理解と思いやりを持ち、互いに尊重し支え合う地域社会を築くよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、支援に努めるものとする。

２　事業者は、従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めるものとする。

（市の役割）

第６条　市は、施策の立案及び実施に当たっては、健康及び福祉への配慮を行うとともに、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、支援及び環境の整備に努めるものとする。

２　市は、高齢者、障害者等の権利を擁護し、健康福祉サービスが公平に提供されるよう努めるものとする。

（総合的な推進）

第７条　市民、事業者及び市は、協働して健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

（国等との関係）

第８条　市は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

第２章　健康福祉施策の基本方針

（保健、医療、福祉等の分野の連携）

第９条　市は、健康福祉施策の総合的な推進を図るため、保健、医療、福祉等の分野の連携に努めるものとする。

（計画の策定等）
第 10 条　市長は、第３条に規定する基本理念に基づき、健康及び福祉に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めるものとする。
２　市長は、前項の計画（八戸市子ども・子育て会議条例（平成 25 年八戸市条例第 31 号）第２条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）の策定又は変更に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会の意見を聴くものとする。
３　市長は、第１項の計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。
４　市長は、第１項の計画の適切な進行管理を行うものとする。
（健康増進の充実）
第 11 条　市は、市民が健康で安心に満ちた生活を営むことができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び心身の健康の保持増進に必要な施策の充実に努めるものとする。
（地域福祉の充実）
第 12 条　市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的かつ積極的に取り組みながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域福祉の推進に必要な施策の充実に努めるものとする。
（高齢者福祉の充実）
第 13 条　市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかで自立した生活を営むことができるとともに、介護が必要となった場合においても住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。
（障害者福祉の充実）
第 14 条　市は、障害者が、その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、地域社会を構成する一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活を営むことができるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。
（母子の健康の確保）
第 15 条　市は、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努めるものとする。
（子育て家庭の支援）
第 16 条　市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境の整備、地域での子育て活動への支援その他の子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努めるものとする。
２　市は、虐待等の理由により、特別に保護を要する子ども及びその家庭の支援のため、必要な施策の充実に努めるものとする。
（子どもの健全育成）
第 17 条　市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

（福祉意識の醸成）
第 18 条　市は、市民が互いを尊重し、高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心を持つよう、福祉意識の醸成に努めるものとする。

第３章　健康と福祉のまちづくりの推進

第１節　市民、事業者及び市の協働

（市民及び事業者の自主的な活動の促進）
第 19 条　市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚を持ち、健康と福祉のまちづくりに関する自主的な活動（以下「自主的な活動」という。）に努めるものとする。
２　市は、市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努めるものとする。
（市民活動団体との連携）
第 20 条　市は、健康と福祉のまちづくりを市民及び事業者との協働により推進するため、市民活動団体（町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行う公益性のある活動をする団体をいう。）との情報の共有及び交流の機会の確保に努め、連携を図るものとする。
（施設の提供）
第 21 条　市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設を、健康と福祉のまちづくりを推進するため、市民又は事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努めるものとする。

第２節　健康福祉サービスの提供

（健康福祉サービスの提供の原則）
第 22 条　市及び健康福祉サービスを提供する事業者（以下「健康福祉事業者」という。）は、次が掲げる原則に基づき、健康福祉サービスの提供に努めるものとする。
（１）　適切なサービスを公平に提供すること。
（２）　利用者の選択及び自己決定を尊重すること。
（３）　人権を尊重したサービスの提供及びその質の向上を図ること。
（４）　保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ること。
（情報の収集及び周知）
第 23 条　市及び健康福祉事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよう、必要な情報を収集し、その周知に努めるものとする。
（相談支援体制の整備）
第 24 条　市及び健康福祉事業者は、市民からの相談に迅速かつ適切に対処するため、相談支援体制の整備に努めるものとする。
（サービスの評価及び苦情の解決）

第 25 条　市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、健康福祉サービスの評価及びその利用に係る苦情を解決する体制の整備に努めるものとする。

第３節　生活環境の整備

（施設の整備及び利用の支援）

第 26 条　市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努めるものとする。

２　市は、公共施設の新設、増設又は改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例（平成 10 年青森県条例第 46 号）第 11 条第１項に規定する整備基準に適合させるものとする。

（移動の確保）

第 27 条　市、事業者及び市民は、高齢者、障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努めるものとする。

２　公共交通車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が当該公共交通車両等を安心して利用するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（住宅の整備）

第 28 条　市並びに住宅の整備及び供給を行う事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活を営むことができるよう、住宅の整備及び供給に努めるものとする。

（就労の支援）

第 29 条　市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者、障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労の支援に努めるものとする。

（安全、安心な生活の確保）

第 30 条　市は、市民が安全、安心な生活を営むことができるよう、防災、防犯、交通安全、消費者保護等のための施策の充実に努めるものとする。

（高齢者、障害者等の把握）

第 31 条　市は、高齢者、障害者等に対する日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努めるものとする。

第４章　健康福祉審議会

第 32 条　市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るとともに、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第７条第１項の規定による調査審議をするため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、健康福祉施策に関する基本的な事項及び社会福祉法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

３　審議会は、前項の事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
４　審議会は、次が掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
（１）　市議会の議員
（２）　社会福祉事業に従事する者
（３）　学識経験を有する者
（４）　保健医療関係者
（５）　地域支援関係者
（６）　公募に応じた者
（７）　関係行政機関の職員
（８）　その他市長が必要と認める者
５　前項の委員の定数は、35 人以内とする。
６　審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
７　前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第５章　雑則

（委任）

第 33 条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。
２　八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年八戸市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。
別表第１及び別表第２中「国民保護協議会の委員」を
「　　国民保護協議会の委員
　　健康福祉審議会の委員　　」
に改める。

附　則（平成 25 年６月 17 日条例第 31 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年７月１日から施行する。（後略）

附　則（平成 28 年９月 28 日条例第 54 号）

１　この条例は、平成 29 年１月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市健康と福祉のまちづくり条例の規定による八戸市健康福祉審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の八戸市健康と福祉のまちづくり条例第 32 条第４項の規定により八戸市健康福祉審議会（以下「新審議会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。

3　この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は新審議会がした調査審議の手続とみなす。

６　八戸市健康福祉審議会規則

平成 19 年３月 28 日規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第７項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条　委員の任期は、３年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第５条　審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

２　専門分科会の名称は、次のとおりとする。

（１）　民生委員審査専門分科会

（２）　障がい者福祉専門分科会

（３）　健康・保健専門分科会

（４）　介護・高齢福祉専門分科会

（５）　社会福祉専門分科会

３　審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

４　専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第１項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

５　専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各１人を置く。

6　専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定める。
7　専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
8　副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
9　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
10　民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
11　前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「、委員」とあるのは「、当該専門分科会に属する委員（第６条第１項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第６条　審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
2　臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第 32 条第４項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
3　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第７条　専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
2　障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第３条第１項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
3　介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
（１）　地域密着型サービス運営委員会
（２）　地域包括支援センター運営協議会
4　部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第１項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあっては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあっては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
5　部会に部会長及び副部会長各１人を置く。
6　部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
7　部会長は、部会の会務を掌理する。

８　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
９　部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。
10　障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。
11　第４条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「、委員」とあるのは「、当該部会に属する委員（第６条第１項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。
（資料の提出の要求等）
第８条　審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
（秘密の保持）
第９条　委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
（庶務）
第 10 条　審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。
（委任）
第 11 条　この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則（平成 22 年３月 31 日規則第 29 号）
この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　則（平成 25 年６月 20 日規則第 61 号）
この規則は、平成 25 年７月１日から施行する。ただし、第５条第２項第４号の改正規定（同号を第３号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。
附　則（平成 28 年 12 月６日規則第 105 号）
（施行期日）
１　この規則は、平成 29 年１月１日から施行する。
（任期に関する経過措置）
２　八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 28 年八戸市条例第 54 号）附則第１項の規定により同項に規定する新審議会の委員に委嘱さ

れたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における同項に規定する旧審議会（以下「旧審議会」という。）の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（会長及び副会長に関する経過措置）

3　この規則の施行の際現に旧審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、この規則による改正後の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第３条第２項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

（旧部会に関する経過措置）

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による健康・保健部会、介護・高齢福祉部会、障がい福祉部会又は社会福祉部会（以下「旧部会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第５条第４項の規定により健康・保健専門分科会、介護・高齢福祉専門分科会、障がい福祉専門分科会又は社会福祉専門分科会（以下「新専門分科会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

5　この規則の施行の際現に旧部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第５条第６項の規定により、新専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長として定められたものとみなす。

6　この規則の施行前に旧部会において決議した事項で、改正前の規則第５条第９項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第５条第９項後段の規定により、専門分科会長が報告するものとする。

7　この規則の施行前に旧部会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新専門分科会において調査審議をするものとし、旧部会がした当該調査審議の手続は新専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

（旧専門委員に関する経過措置）

8　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による専門委員である者は、施行日に、改正後の規則第６条第２項の規定により臨時委員に委嘱されたものとみなす。

（旧分科会に関する経過措置）

9　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「旧分科会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第７条第４項の規定により地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「新部会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

10　この規則の施行の際現に旧分科会の分科会長及び副分科会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第７条第６項に規定により、新部会の部会長及び副部会長として定められたものとみなす。

11　この規則の施行前に旧分科会において決議した事項で、改正前の規則第７条第８項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第７条第９項後段の規定により、部会長が報告するものとする。

12　この規則の施行前に旧分科会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新部会において調査審議をするものとし、旧分科会がした当該調査審議の手続は新部会がした調査審議の手続とみなす。

附　則（平成 29 年８月３日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。